新しく農業を始めたい方へのマニュアル

豊橋で
農業を
はじめてみませんか

◇◇◇はじめに◇◇◇

■このマニュアルでは、「農業に関心がある」「農業を始めたいが何から取り組めば良いかわからない」といった方向けの支援施策等の情報を紹介していきます。
ご自分の状況や将来イメージから活用できそうな支援制度等を探して、各担当機関・部課の窓口へご相談ください。

新規就農者とは

農業を新しく始めることを「新規就農」といいます。

農業の始め方

例えば以下のケースがあります。

1　農家で研修を受け、将来農地を取得し、自ら起業して農業をはじめる
- まずは技術を身に着け、将来的には自分がやりたい農業経営を目指す就農スタイル
- 技術の習得から資金の準備、農地や設備の確保等に初期投資が必要。

2　農業法人に就職する
- サラリーマンと同様な雇用形態。
- 働きながらスキルを身につけ、将来的に独立するルートもある。

3　実家等の農業を継ぐ
- 親等のサポートを受けて、ノウハウを学べる。
- 農地や施設、設備を譲り受けることで初期投資額を抑えられる。
- 新部門を立ち上げて経営を発展させやすい。

― 目 次 ―

Ⅰ　農業経営の開始にあたり・・P4

Ⅱ　農業体験・見学・・P6

Ⅲ　農業経営・農業技術の研修制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

Ⅳ　新規就農者の農地取得手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16

Ⅴ　青年等就農計画認定制度・・P17

Ⅵ　支援金・支援資金制度・・P18

お役立ちホームページ、相談先、連絡先の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34

Ⅰ　農業経営の開始にあたり

～経験ゼロからの就農を目指す～

1　就農の動機を明確にし、目標を立てる

・どういう目的で何をやりたいか明確にし、いつまでに何をするか考えておく（P5　就農準備チェックシートへ）

⇩

2　情報収集、相談

・ホームページ等で情報収集（P34 へ）
・わからないことがあれば就農相談窓口に相談（P35 へ）
一次相談窓口：農業大学校（農起業支援ステーション）
二次相談窓口：東三河農林水産事務所農業改良普及課

⇩

3　農業を体験する

・就農イメージを具体化するために農業体験等に参加する（P6へ）

⇩

4　技術や経営を身に着ける

・研修やインターン等に参加し、栽培（飼養）技術、農業機械の操作、経営管理などのノウハウを身に着ける（P8へ）

⇩

5　農地を取得する

・農業委員会へ農地法第3条許可申請（P16 へ）
・農地中間管理機構事業を活用（P16 へ）

⇩

6　計画を具体化する

・青年等就農計画や資金計画を立てる（P17 へ）
・制度資金等の利用（P18 へ）
・就農に必要な農業機械等を取得

⇩

農業経営の開始

就農準備チェックシート

このチェックシートを参考にして、農業をはじめる前に必要な事項を確認しましょう。

これから情報収集、就農相談、農業体験や研修等を行い、あてはまる項目を増やしていきましょう。

① 適性について

- □ 健康で体力に自信がある
- □ 物事にこつこつと取り組むことができる
- □ 自然が好きで、農畜産物への関心が高い

② 意欲、動機、知識について

- □ これまで行った体験や研修で農作業の厳しさを理解している（P6）
- □ 新規参入した農業者に会ったり、体験談を聞いたことがある
- □ 気象災害等で無収入となる場合があることを理解している
- □ 新規参入は人脈や生産基盤がなく厳しい状況であることを理解している
- □ 農業で生計を立てることを目指している

③ 事前準備について

- □ 情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネット、情報誌等）
- □ 家族が就農に同意している
- □ どんな作物を作るのか決まっている
- □ 就農希望地が決まっている
- □ 農家の知り合いを増やしている

④ 具体的な準備状況について

- □ これまで1年以上、農家や農業法人で研修を受けたことがあり、技術と知識を身につけている（P8）
- □ 主要な機械・施設を就農者本人が所有又は借りている
- □ 必要な資金を算出し、準備できている（P18）
- □ 就農にあたり親身になって面倒をみてくれる人がいる
- □ 経営についての一定の知識（簿記等）がある
- □ 販売ルートが確保できる
- □ 就農初期はまとまった収入がないことを理解し、当面の生活資金を用意している

上記以外にも「農業をはじめる.jp」では新規就農にあたり、インターネット上で適正診断の結果や必要事項を確認できますので活用してみましょう！

農業をはじめる.jp　就農適性診断　URL：https://www.be-farmer.jp/diagnosis/

Ⅱ　農業体験・見学

農業の「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるために、農家の話を聞いたり、実際に農作業を体験したりすることで、自身の適性や意欲を再確認しましょう。

1　農業法人での体験・見学

（1）目的・内容等

本格的な研修に入る前に、研修施設の見学や体験をすることができます。

（2）受　入　先

功農支援会（豊橋市、田原市：トマト、ネギ、キク等）

（3）申 込 手 続

電話またはホームページのフォームからお問い合わせください。

問合せ先　公益財団法人　功農支援会
（☎0532-75-0671）
ホームページ：https://www.kounou-shienkai.jp/

2　個人農家・農業法人等でのスポットバイト

（1）内　　容

履歴書や面接なしで、自分の空いた時間に収穫・定植・除草などの実際の農作業を短時間から体験できます。

（2）受　入　先

農 How に登録している個人農家、農業法人等

（3）申 込 方 法

スマートフォンでアプリ「農 How」をダウンロードし、基本情報を入力して登録を行い、作業や時間を選択して応募してください。

問合せ先　株式会社アグリトリオ（JA 豊橋新規就農支援協議会構成員）
（☎0532-82-2862）
ホームページ：https://agritrio.co.jp/nouhow.html#

Ⅲ　農業経営・農業技術の研修制度

農業経営に必要な基礎的知識や技術を習得するための各機関での研修制度一覧です。

掲　載 ページ	研修制度	内容
P10	1　ニューファーマーズ研修	講義、演習、実習 （技術内容から経営内容まで 実習可）
P11	2　農業技術研修	農産物の生産技術や経営に関する 知識等の取得
P12	3　JA 豊橋いちご未来塾	基礎・実務・経営管理研修、就農準備、 視察・交流
P13	4　先端農業・バイオリサーチセンター における人材育成事業	・最先端植物工場マネージャー 育成プログラム ・IT 食農先導士養成プログラム （最先端土地利用型 IT 農業コース） ・東海地域の6次産業化推進人材育成 プログラム ・スマート農業特別講義
P14	5　切農支援会　研修プログラム	
	（ア）基礎研修	栽培知識、栽培技術の習得 （トマト・ネギ・キク等）
	（イ）本研修	模擬経営、経営管理、就農準備 （トマト・ネギ・キク等）

対象者	問合せ先
新規就農希望者 （愛知県内で農業経営を目指す方で、１８歳以上概ね５５歳以下の方）	・愛知県立農業大学校企画研修部（☎0564-51-1034） ・東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ （☎0532-35-6550）
新規就農希望者 （公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けることのできる方）	・愛知県立農業大学校企画研修部 （☎0564-51-1034） ・豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋） （☎0532-52-7191）
新規就農希望者 （満 18 歳以上で研修修了後は「いちご」生産者として豊橋市内で就農し、「JA いちご部会」へ加入して収穫物を共選出荷できる方）	・JA豊橋本店　営農部営農企画課（☎0532-25-4372）
農業者の方 農業に強い関心のある方	・国立大学法人豊橋技術科学大学 先端農業・バイオリサーチセンター （☎0532-44-6655）
新規就農希望者	・公益財団法人　切農支援会 （☎0532-75-0671）
新規就農希望者	

1　愛知県立農業大学校　ニューファーマーズ研修

「就農準備資金 P20-21」の受給対象の研修です。

（1）目　　的

U ターン就農希望者（農家出身）や新規参入希望者（非農家出身）等を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを効率的に習得していただくための研修です。

（2）募 集 期 間

２月頃から３月頃

（3）研 修 期 間

10 か月間

（4）研 修 内 容

講義・演習等（計 140 時間程度）及び実習（計 940 時間程度）。
講義については、愛知県立農業大学校で、植物生理や各種栽培論などの技術的内容から、農業簿記の基礎や税制の基礎など経営的な内容まで幅広く学習できます。
実習は、自家ほ場（研修生のほ場）、もしくは先進農家（研修生で選定）のいずれかを選択してください。

（5）研 修 場 所

愛知県立農業大学校（岡崎市美合町字並松１－２）

（6）申 込 手 続

就農予定地を所管する農起業支援センター（愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課内）へ事前に相談の上、「受講申込書、履歴書、就農希望概要書、個人情報の取扱いについての同意書」を愛知県立農業大学校へ持参してください。
申込書は下記までお問い合わせください。

問合せ先　愛知県立農業大学校企画研修部（☎0564-51-1034）
東三河農林水産事務所農業改良普及課　担い手育成グループ
（☎0532-35-6550）

2　愛知県立農業大学校　農業技術研修

（1）目　　的

新たに農業経営を開始したり、農業生産法人等へ就職したりするために必要な農作物の生産技術、農業経営に関する知識等を習得するための研修です。

（2）募 集 期 間

３月上旬頃から３月下旬頃

（3）研 修 期 間

約9か月（930 時間）

（4）研 修 内 容

学　科　　207 時間（農業基礎知識、農業経営、関連制度、栽培基礎、栽培技術、就農支援、就農経営計画　等）

実　技　　723 時間（園芸実習、果樹実習、機械作業実習、校外学習　等）

※カリキュラムの内容は都合により変更する可能性があります。

（5）研 修 場 所

愛知県立農業大学校（岡崎市美合町字並松１－２）

（6）申 込 手 続

応募者の住所を管轄する公共職業安定所で職業相談を受け、適職に就くために訓練を受講することが必要と認められた方は、公共職業安定所を経由して「入校願書」を提出してください。

受講者決定までの流れ

見学会	→	入校選考	→	合否通知	→	入校
（3月頃）		（筆記試験・面接　4月頃）		（4月頃）		（5月頃）

問合せ先　　愛知県立農業大学校企画研修部（☎0564-51-1034）
　　豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）（☎0532-52-7191）

３　JA豊橋いちご未来塾

「就農準備資金 P20-21」の受給対象の研修です。

（1）目　　的

豊橋市内でいちご生産者として就農するために必要な生産技術や農業経営に関する知識等を習得するためのサポートを実施します。

（2）募 集 期 間

４月上旬頃から９月下旬頃

（3）研 修 期 間

１年間

（4）研 修 内 容

農家実習、各種研修会を通じ、以下の内容で研修を行います。

- 基礎研修（肥料・農薬の基礎的な知識と栽培技術、病害虫対策、作業機使用方法ほか）
- 実務研修（研修受入農家による栽培技術指導、収穫・パック詰め等の調製作業ほか）
- 経営管理研修（施設投資・税務申告等の経営に必要な知識・手続きほか）
- 就農準備（農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続きほか）
- 視察・交流（JA豊橋いちご部会研修会・目揃会による交流ほか）

（5）研 修 場 所

JA豊橋いちご部会　部会員ほ場（豊橋市・豊川市）

（6）申 込 手 続

JA豊橋本店　営農部営農企画課へ事前相談の上、「研修受講申込書、履歴書」をJA豊橋本店　営農部営農企画課へ持参してください。

問合せ先　　JA豊橋本店　営農部営農企画課（☎0532-25-4372）

4　先端農業・バイオリサーチセンターにおける人材育成事業

（1）　目　　的

当センターは、複合技術分野における要素技術と人的資源を活用し、継続可能な食料生産供給に貢献する次世代型先端農業技術の研究開発および関連する食農・バイオ・センサー・計測・制御・情報・環境などの分野の高度技術開発に取り組んでいます。
また、地域農業の振興を目的に、地域の植物工場、IT 食農産業の推進、6次産業化に貢献できる人材の育成を行います。

（2）　研 修 内 容

豊橋技術科学大学を中心とした体制のもと先端農業人材育成を実施します。

（ア）　最先端植物工場マネージャー育成プログラム
（イ）　IT食農先導士養成プログラム（最先端土地利用型 IT 農業コース）
（ウ）　東海地域の6次産業化推進人材育成プログラム
（エ）　スマート農業特別講義

（3）　募 集 期 間

・（ア）、（イ）　4月上旬頃から5月上旬頃
・（ウ）　　5月上旬頃から6月下旬頃
・（エ）　　5月上旬頃から8月上旬頃

（4）研 修 期 間

・（ア）、（イ）　10 か月程度
・（ウ）、（エ）　 5か月程度

（5）　研 修 場 所

年により変わりますので応募の際にお問い合わせください。

（6）　申 込 手 続

国立大学法人豊橋技術科学大学　先端農業・バイオリサーチセンターWEB サイトより募集要項を必読の上、志願書をダウンロードし、電子メールにてお送りください。

問合せ先　　国立大学法人豊橋技術科学大学　先端農業・バイオリサーチセンター
（☎0532-44-6655）
E-mail：support@recab.tut.ac.jp
http://www.recab.tut.ac.jp

5　公益財団法人　切農支援会　研修プログラム

「就農準備資金 P20-21」の受給対象の研修です。
※ただし、切農支援会からの助成金との同時受給は不可。

（1）　目　　的

農業界で生き残るには、確かな栽培技術とネットワーク・経営感覚が必要です。基礎研修では、農業で自立するために必要な農作物を栽培する力、販売する力を養います。
本研修では、基礎研修で身につけた力をベースに農業経営の力を養います。研修中の助成金や研修後のサポートも充実しています。

（2）　募 集 期 間

基礎研修コース、本研修共に　随時面接を行っています。

（3）　研 修 期 間

（ア）　基礎研修　　４～6カ月
（イ）　本研修　　１～1.5 年

（4）　研 修 内 容

（ア）　基礎研修
実地研修、販売研修、勉強会・圃場巡回
（助成金8万円/月の支給あり・寮費無料）
作目：トマト・葉ネギ・キク等

（イ）　本研修
模擬経営（ハウス1棟を管理し農業経営を体験）、経営管理、　就農準備
（助成金 15 万円/月の支給あり）
作目：トマト・葉ネギ・キク等

（5）　研 修 場 所

研修施設：豊橋市西赤沢町
提携農場：田原市、豊橋市

（6）　申 込 手 続

電話またはホームページのフォームからお問い合わせください。

問合せ先　　公益財団法人　切農支援会
（☎0532-75-0671）
ホームページ：https://www.kounou-shienkai.jp/

Ⅳ　新規就農者の農地取得（所有権・貸借権）手続き

（1）　概　　要

農地取得の方法には**農地法第3条許可申請**による方法と**農地中間管理事業**による方法があります。

（2）　取得等にあたっての条件等

（ア）　農地の全てを効率的に利用すること。
（イ）　権利取得後、農作業に常時従事(年間 150 日以上)すること。
（ウ）　権利取得後の経営農地面積が下限面積(50a)以上であること。
　　※ただし、施設(ハウス、温室)のみの営農に限り、農地 25a 以上(内施設面積が 20a 以上となること)でも可。
　　※農地中間管理事業を活用した場合、下限面積無し。
（エ）　取得後の耕作内容が、周辺の地域に支障を生ずる恐れがないこと。

（3）　申請手続き

〈農地法第3条許可申請の場合〉

（ア）　毎月末日(土日祝の場合は翌開庁日)までに申請書を豊橋市農業委員会へ提出。
（イ）　申請書提出後、農地審査会(翌月 20 日頃)へ出席。
　　※営農計画に基づき農業委員からの質疑等に答える。
（ウ）　農業委員会総会(翌月 25 日頃)で承認後許可を受ける。
（エ）　総会後に許可書を受け取る。

問合せ先　豊橋市農業委員会事務局（☎0532-51-2950）

〈農地中間管理事業の場合〉

農地中間管理事業とは、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。借入希望の方は下記いずれかの問合せ先まで一度ご連絡ください。

～手続きの流れ～

（ア）　農用地等申込書を提出（豊橋農業協同組合もしくは豊橋市役所農業企画課）
（イ）　豊橋農業協同組合又は豊橋市役所農業企画課へ来て借受可能な
　　農地の一覧を確認　（(ア)を完了した人のみ）
（ウ）　希望農地があれば豊橋農業協同組合又は農業企画課で申込手続き

問合せ先　豊橋農業協同組合の各事業所（第一～第六事業所）
　　豊橋農業協同組合本店　営農部営農企画課（☎0532-25-4372）
　　豊橋市産業部農業企画課　農地管理グループ（☎0532-51-2470）

Ⅴ　青年等就農計画認定制度

当該認定を受けると、
「青年等就農資金（P30」の貸付対象者　及び
「経営開始資金（P22-23）」・「経営発展支援事業費補助金（P24-27）」・「新規就農者チャレンジ事業費補助金（P28-29）」の交付対象者
になります。

新たに農業を始める方が、経営開始後おおむね5年後の経営目標などを記した「青年等就農計画」を作成し、経営を開始しようとする市町村の認定を受けることにより、様々な支援が受けられる制度です。（認定新規就農者となる。）

（1）対　象　者（ア～ウ いずれかの者で、(a)(b)の要件をすべて満たした者）

ア 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
イ 経営者としてふさわしい知識・技能を有する者（65 歳未満）
ウ ア又はイの者が役員の過半数を占める法人
（a） 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者
（b） 農業経営を開始する際の生産技術に関する研修をおおむね1年以上受けた者

（2）計 画 内 容

経営の構想と目標（経営規模等）、目標達成に必要な措置（機械・施設等の導入計画）、技術・技能の習得状況で構成され、目標年（おおむね5年後に）所得目標 250 万円以上、総労働時間 2,000 時間/人を目指す。

（3）申 請 手 続

申請前に、一度下記問合せ先までお気軽にお問い合わせください。
認定の対象となるか否か、判断をするため面談を実施いたします。
・ 豊橋市役所農業支援課に青年等就農計画を申請（毎月末締め切り）
・ 同計画の審査、認定にあたり面接を実施（申請の翌月中旬頃に認定）

問合せ先　豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ　（☎0532-51-2459）

Ⅵ　支援金・支援資金制度

新規就農をサポートする支援金(補助金)と資金（融資）です。
それぞれ条件がありますので、しっかり計画を立ててから制度を活用してください

交付タイプ

ページ	資金制度	対象者	概要	問合せ先
P20-21	1　就農準備資金	自営就農、雇用就農又は親元就農を目指す方	就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の支援 最大 165 万円／年（最長2年間） 使途：制限なし	・東三河農林水産事務所農業改良普及課担い手育成グループ （☎0532-35-6550）
P22-23	2　経営開始資金	認定新規就農者（P17）	経営開始時の早期の経営確立を支援 最大 165 万円／年（最長3年間） 使途：制限なし	・豊橋市産業部農業支援課経営・管理グループ （☎0532-51-2459）
P24-25	3　経営発展支援事業費補助金（通常枠等）	認定新規就農者（P17）	就農後の経営発展のための機械・施設の導入等を支援 最大 750 万円（経営開始資金の交付対象者は最大 375 万円）	
P26-27	4　経営発展支援事業費補助金（世代交代円滑化タイプ等）	認定農業者（※） 認定新規就農者（P17）	親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた機械・施設の導入・修繕等を支援 最大 900 万円	
P28-29	5　新規就農者チャレンジ事業費補助金	認定新規就農者（P17）	早期に経営発展するために必要な機械・施設の導入・修繕等を支援 個人　最大 1,500 万円 法人　最大 3,000 万円	

融資タイプ

ページ	資金制度	対象者	概要	問合せ先
P30	6　青年等就農資金	認定新規就農者（P17）	青年等就農計画の達成に必要な資金 融資限度額：3,700 万円（特認1億円） 貸付利率：無利子	・東三河農林水産事務所農業改良普及課担い手育成グループ （☎0532-35-6550） ・㈱日本政策金融公庫名古屋支店 （☎052-582-0741） ・豊橋市産業部農業支援課経営・管理グループ （☎0532-51-2459）
P31	7　農業近代化資金	認定農業者（※） 認定新規就農者（P17） 主業農業者 目標地図に位置付けられた者 集落営農組織等	農業経営の改善のために必要な長期かつ低利の資金 融資限度額：個人 1,800 万円（特認2億円）、法人2億円 貸付利率：3.10%（令和8年6月 18 日時点）※利子補給あり	・東三河農林水産事務所農業改良普及課担い手育成グループ （☎0532-35-6550） ・豊橋市産業部農業支援課経営・管理グループ （☎0532-51-2459）
P32	8　経営体育成強化資金	認定新規就農者（P17） 主業農業者 目標地図に位置付けられた者 集落営農組織等	経営展開に必要な前向き投資のための資金と、営農負債の償還負担を軽減するために必要な長期かつ低利の資金 融資限度額：個人 1.5 億円、法人5億円 貸付利率：3.10%（令和8年6月 18 日時点）	・東三河農林水産事務所農業改良普及課担い手育成グループ （☎0532-35-6550） ・㈱日本政策金融公庫名古屋支店 （☎052-582-0741） ・豊橋市産業部農業支援課経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

※認定農業者とは、農業者が5年後に年間所得 800 万円、年間労働時間 1,800 時間以内を目指す計画を立て、認定新規就農者と同様、申請をして市長から認定された農業者のことです。

1　就農準備資金〈年間最大 165 万円　最長2年間〉

（1） 概　　要

都道府県等が研修機関として認める農業大学校や先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し、研修期間中の生活安定と就農直後の経営確立を支援するため、最長2年間、年間165 万円が交付されます。

（2） 対　象　者

就農に向けた研修終了後1年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農（注）、雇用就農又は親元就農を目指す方。

〈主な要件〉

（ア） 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満であり、独立・自営就農（注）、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。

（イ） 都道府県等が認めた研修機関等で、おおむね 1 年かつおおむね年間 1,200 時間以上の研修を受け、国が定める研修計画を作成すること。

（ウ） 常勤（週 35 時間以上）の雇用契約を締結していないこと。

（エ） 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。

（オ） 研修終了後に親元就農する場合は、家族経営協定を締結すること並びに就農後5年以内に農業経営を継承すること。

（カ） 研修終了後に独立・自営就農する場合は、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること。

（キ） 研修修了後に雇用就農する場合は、研修修了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。

（ク） 原則、前年の世帯所得が 600 万以下であること。

（ケ） 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに傷害保険に加入していること

（コ） 交付期間内に農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。等

注：「独立・自営就農」とは、以下による。
※農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
※主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
※生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
※交付対象者の農産物の売上げや経費の支出など経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
※交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（3） 交付金額等

1 人あたり年間 165 万円で、交付期間は最長2年間

（4） 申 請 手 続

研修計画・交付申請書を提出

資金交付開始後は、研修状況、就農状況を半年ごと報告

研修終了後6年間、半年ごとに就農状況報告

（5） そ　の　他

研修を途中で中止した場合や研修終了後1年以内に原則 50 歳未満で就農しなかった場合などは資金の交付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先　東三河農林水産事務所農業改良普及課　担い手育成グループ
（☎0532-35-6550）

2　経営開始資金〈年間 165 万円　最長3年間〉

（1）　概　　要

新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、1 年につき 165 万円（最長3年間）を定額交付します。

（2）　対　象　者

・　独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者（P17 参照）であること。
・　次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

（ア）農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
（イ）主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
（ウ）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
（エ）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
（オ）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
（カ）青年等就農計画等（青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したもの）が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
（キ）経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ経営発展に向けた取組（注）を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること。
（ク）地域計画のうち目標地図に位置付けられていること（確実と見込まれる場合も可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
（ケ）生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。
（コ）園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入していること（確実と見込まれる場合も可）
（サ）原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万以下であること。
（シ）地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
（ス）事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者であること。
（セ）交付期間内に農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。等

注：「経営発展に向けた取組」とは、継承した経営をさらに改善・発展させる以下のような新しい取組を行うことである。
・生産性・収益性の向上に資する新技術の導入
・経営の複合化、収益性の高い作物への転換
・新たな販路の開拓や直売、輸出等への取組
・農産物加工の取組・観光農園や農家レストラン等への取組
・上記に準ずる経営の改善・発展に向けた取組

（3） 申 請 手 続

国が定めた青年等就農計画等や交付申請書を豊橋市役所農業支援課（経営・管理グループ）へ提出

（4） そ　の　他

- 資金の交付期間中は、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課（経営・管理グループ）へ報告する。また交付期間終了後、5年間は国が定めた作業日誌等を提出。
- 農業経営を中止した場合や交付要件を満たさなくなった場合などは資金の交付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先　豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

３　経営発展支援事業費補助金（通常枠等）
〈最大 750 万円（経営開始資金対象者は最大 375 万円）〉

（1）　概　　要

新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援します。

（2）　助　成　額

補助対象経費　上限額 1,000 万円（経営開始資金の対象者は 500 万円）
【国　1／2　・　県　1／4　・　自己負担　1／4】

（3）　対　象　者

・　独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者（P17 参照）であること。
・　次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

（ア）農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
（イ）主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
（ウ）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
（エ）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
（オ）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
（カ）青年等就農計画等（青年等就農計画に経営発展支援事業追加資料を添付したもの）が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
（キ）経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村に認められること。
（ク）地域計画のうち目標地図に位置付けられていること（確実と見込まれる場合も可）、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること。
（ケ）雇用就農資金、経営継承・発展支援事業等を受けていないこと。
（コ）機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。等

（4） 助 成 対 象

・ 交付対象者が自らの経営において使用するものであること。

ア 機械・設備の取得、改良又はリース

イ 家畜の導入

ウ 果樹・茶の新植・改植

エ 農地等の造成、改良又は復旧

・ 本事業以外の国の助成事業の対象ではないこと。

・ 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。

・ 複数者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に努めること。

・ 法定耐用年数がおおむね5年以上 20 年以下のものであること。（中古場合は2年以上）

・ 原則、運搬用のトラック、パソコン、倉庫等汎用性の高いものではないこと。

・ 整備するものが、経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するもの。

・ 処分制限期間内において保険等の加入が継続されること。等

（5） 申 請 手 続

国が定めた青年等就農計画や経営発展支援事業計画等を作成し、豊橋市役所農業支援課（経営・管理グループ）へ提出

（6） そ の 他

事業実施年度の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課へ報告する。

問合せ先　豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

４ 経営発展支援事業費補助金（世代交代円滑化タイプ等）〈最大 900 万円〉

（1） 概　　要

親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた以下の取組を支援します。

①機械・施設の修繕、移設、撤去等

②法人化や専門家の活用等

③機械・施設の導入等

（2） 助　成　額

国費上限 600 万円（①～③の合計）

【①②:国】1／3 ・ 県 1／6 ・ 自己負担 1／2】

【③ :国】1／2 ・ 県 1／4 ・ 自己負担 1／4】

（3） 対　象　者

・ 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者（P17 参照）又は認定農業者であること。

・ 事業実施年度の３年前の年度の４月以降に農業経営を開始した個人又は法人であること。

・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

（ア）農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

（イ）主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。

（ウ）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

（エ）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

（オ）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（カ）青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けること。

（キ）目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

（ク）成果目標を目標年度までに達成可能であると認められること。

（ケ）青色申告を行うこと。

（コ）機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。

（サ）経営開始資金、経営継承・発展支援事業等を受けていないこと。 等

（4） 助 成 対 象

交付対象者の円滑な就農・経営発展を目的として取り組むものであり、かつ、成果目標（農業経営改善計画の認定を受けること、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の 120%以上となること）の達成に直結するものとする。

①経営資源の有効利用に向けた取組

農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

②円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

③経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

（5） 成 果 目 標

- 農業経営改善計画の認定を受けること。
- 目標年度（事業実施年度の3年後の年度）の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

（6） 申 請 手 続

国が定めた就農・経営継承計画等を作成し、豊橋市役所農業支援課（経営・管理グループ）へ提出

（7） そ の 他

事業実施年度の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課へ報告する。

問合せ先　豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

5　新規就農者チャレンジ事業費補助金
〈個人：最大 1,500 万円、法人：最大 3,000 万円〉

（1） 概　　要

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

（2） 助　成　額

補助上限額（国費） 個人 1,500 万円、法人 3,000 万円

（3） 対　象　者

・ 独立・自営就農時の年齢が原則 65 歳未満の認定新規就農者（P17 参照）であること。
・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

（ア）地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
（イ）経営開始資金等による資金の交付を申請時において受けていないこと。
（ウ）経営発展支援事業等による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を達成している、又は、達成可能と見込まれること。 等

（4） 助 成 対 象

・ 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械・施設の改良又は取得
・ 離農予定者等の経営資源を継承・利用する場合に必要となる農業用機械・施設等の修繕、移設又は撤去
・ 家畜の導入
・ 果樹・茶の新植・改植
・ 農地等の改良又は造成
・ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

（5） 成 果 目 標

事業実施年度の翌々年度までに、以下の①～③のいずれか１つを達成すること。
・ 事業実施地区内における経営面積の３割以上の拡大
・ 付加価値額の１割以上の拡大
・ 労働生産性の３％以上の向上

（6） 申 請 手 続

国が定めた青年等就農計画や新規就農者チャレンジ事業計画等を作成し、豊橋市役所農業支援課（経営・管理グループ）へ提出

（7） そ　の　他

事業実施年度の翌年度から5年間、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課へ報告する。

問合せ先　豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

６ 青年等就農資金 〈無利子資金〉

（1） 概　　要

新たに農業経営にチャレンジする「認定新規就農者」に対して、日本政策金融公庫が無利子資金で応援します。

（2） 対　象　者

認定新規就農者（P17 参照）

（3） 資 金 使 途

青年等就農計画の達成に必要な資金（ただし、経営改善計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業内容に限る）

（4） 融 資 条 件

- 償 還 期 間 ： 17 年以内（うち据置5年以内）
- 融資限度額 ： 3,700 万円（特認1億円）
- 金　　利 ： 無利子
- 担　保　等 ： 実質無担保・無保証人

その他、本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては希望に沿えない場合があります。

問合せ先　東三河農林水産事務所農業改良普及課　担い手育成グループ
（☎0532-35-6550）
㈱日本政策金融公庫名古屋支店（☎052-582-0741）
豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

7　農業近代化資金〈利子補給有り〉

（1） 概　　要

意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金です。
※利子補給については下記の金利を参照。

（2） 対　象　者

認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、目標地図に位置付けられた者、
集落営農組織等

（3） 資 金 使 途

設備資金から運転資金まで様々な資金使途に利用できます。

（ア）畜舎等の建築物・農機具の改良、造成、復旧又は取得
（イ）果樹等の植栽、育成
（ウ）家畜の購入・育成
（エ）農地，牧野の改良、造成又は復旧
（オ）長期運転資金　等

（4） 融 資 条 件

・償 還 期 間 ： 資金使途に応じ7～20 年以内（うち据置2～7年以内）
・融資限度額 ： 個人 1,800 万円（特認2億円）、法人・団体2億円、農協等 15 億円
・金　　利 ： 3.10%（令和8年6月現在） ※変動有り
※目標地図に位置付けられた等の認定農業者に対する特例あり
最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。
・融　資　率 ： 認定農業者 100%以内、認定農業者以外 80%以内

問合せ先　東三河農林水産事務所農業改良普及課　担い手育成グループ
（☎0532-35-6550）
農協、銀行、信用金庫など各金融機関
豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

8 経営体育成強化資金〈農地等・有利子資金〉

（1） 概　　要

認定新規就農者等の担い手が農地等を取得する場合に利用できる有利子の資金。

（2） 対　象　者

主業農業者、認定新規就農者(P17)、目標地図に位置付けられた者、集落営農組織　等

（3） 資 金 使 途

①前向き投資資金

- 農地等の取得・改良・造成
- 農地等の賃借権及び権利金等
- 農機具、運搬用機具その他施設の賃借権の取得
- 果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- 家畜の購入又は育成
- 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- 農薬費その他の長期運転資金　等

②償還負担軽減資金

- 制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- 既住借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金（事業再生支援資金）

- 農薬費その他の長期運転資金

（4） 融 資 条 件（取扱金融機関:㈱日本政策金融公庫）

- 償 還 期 間 ： 25 年以内（据置期間3～10 年以内）
- 融資限度額 ： 個人 1.5 億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
  - ①前向き投資資金 ： 負担額の 80%
  - ②償還負担軽減資金
    - ・再建整備資金 ： 個人 1,000 万円～2,500 万円、法人 4,000 万円
    - ・償還円滑化資金 ： 経営改善計画期間中の5年間において支払われる既住借入金等負債の各年の支払金の合計額
  - ③事業再生支援資金 ： 負担額の 100%
- 金　　利 ： 3.10%（令和8年6月現在） ※変動有り
  ※最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。

問合せ先　東三河農林水産事務所農業改良普及課　担い手育成グループ
（☎0532-35-6550）
㈱日本政策金融公庫名古屋支店（☎052-582-0741）
豊橋市産業部農業支援課　経営・管理グループ （☎0532-51-2459）

お役立ちホームページ、相談先、連絡先の一覧

1 お役立ちホームページ

新規就農を目指す前に、農業をどう始めたら良いか情報収集をしましょう。
就農を目指す方に役立つホームページを以下に掲載しましたので、ご活用ください。

サイト名	サイト二次元コード	概要
新・農業人ポータル （農林水産省）		・ 就農相談窓口の情報、支援施策の情報 ・ 農業法人・農家の働き方の事例
農業をはじめる.jp （全国新規就農相談センター）		・ 就農相談から農業体験、インターンシップ等幅広く紹介
あいちから （愛知県農業経営課）		・ 愛知県の農林漁業の魅力の紹介 ・ 新規就農に役立つ情報 ・ かんたん農業経営シミュレーション
ネット農業あいち （愛知県農業経営課）		・ 農業の最新技術・経営に関する情報 ・ 地域に密着した農業情報
豊橋市ノウチマッチ （豊橋市農業企画課）		・ 貸出・売買を希望する農地を地図上に掲載
豊橋市移住・定住ポータルサイト （豊橋市広報広聴課）		・ 市の特徴や魅力・移住者の体験談などの紹介 ・ 移住・定住支援制度に関する情報
豊橋市住まいの情報 （豊橋市住宅課）		・ 家を探したい方などを対象に、住まいに関する情報を掲載

2 相談窓口

新規就農全般に関する相談は、一次相談窓口として愛知県立農業大学校（農起業支援ステーション）、各種制度の具体的な活用等については、それぞれ担当の機関にご相談ください。

機関名	連絡先	概要
愛知県立農業大学校 （農起業支援ステーション）	☎0564-51-1034	・ 新規就農支援全般に関すること ・ 農業大学校の研修制度に関すること ・ 就農説明会及びリモート相談に関すること ※就農説明会はこちらのホームページからお申込ください
東三河農林水産事務所 農業改良普及課 担い手育成グループ	☎0532-35-6550	・ 新規就農支援全般に関すること ・ 農業体験・就農技術研修に関すること ・ 就農準備資金に関すること
豊橋市産業部 農業支援課 経営・管理グループ	☎0532-51-2459	・ 青年等就農計画認定制度に関すること ・ 認定農業者制度に関すること ・ 経営開始資金、経営発展支援事業費補助金等に関すること
豊橋市農業委員会 事務局	☎0532-51-2950	・ 農地の取得に係る手続きに関すること ・ 農地の取得に係る要件に関すること
豊橋市産業部 農業企画課 農地管理グループ	☎0532-51-2470	・ 地域計画に関すること ・ 農地中間管理機構（貸借）に関すること ・ 豊橋市ノウチマッチに関すること
豊橋農業協同組合本店	☎0532-25-3551	・ 組合への加入、出荷等 JA の利用に関すること ・ 農地中間管理機構（貸借）に関すること ・ 制度資金に関すること
日本政策金融公庫 名古屋支店	☎052-582-0741	・ 制度資金に関すること

令和2年　9月　　初版
令和3年　5月　　第2版
令和4年　5月　　第3版
令和6年11月　　第4版
令和8年　9月　　第5版

豊橋市　産業部　農業支援課
豊橋市今橋町1番地
☎(0532)51-2459